

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号			
5K6Z13C00430		5L611AC0083 0001				000265			
品 名 または 件名									
陸自プロモーション業務委託（商業施設における広告配信）									
部 品 番 号 または 規 格									
仕様書のとおり									
使 用 器 材 名									
数 量	単 位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST								
納地または工事場所				引 渡 場 所					
現 地				各 地					
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期					
				令和7年7月28日（月）～令和7年9月7日（日）					

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年7月1日（火）11時00分 中央会計隊入札室（E—1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

駐屯地用標準契約書
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
エ 代理による入札は、入札時まで委任状を提出すること。

- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第3班 伊藤 (TEL：03-3268-3111内線47555)
(FAX：03-5269-5135(直通))
- 仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課 内田 (TEL：03-3268-3111内線40318)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸自プロモーション業務委託 (商業施設における広告配信)	陸幕募援課－０００２６５	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 7 年 6 月 4 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課における陸上自衛隊広報動画の広告配信業務委託（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.4 本役務の目的

陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課において制作した陸上自衛隊広報動画を広く広報することを通じて自衛官募集広報に資するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

広報動画の商業施設における配信を行う

2.2 広告配信に関する要求

2.2.1 配信媒体に関する要求

2.2.1.1 商業施設における広告の配信

a) 配信内容

全国に展開する商業施設において、官側が提供する広報動画の配信を行う。

b) 配信期間

令和 7 年 7 月 28 日（月）～9 月 7 日（日）の 6 週間（基準）

配信期間は 6 週間を基準とし、各媒体掲出先との調整により日程を決定する。

c) 配信秒数

15 秒（基準）

d) 配信回数

60 回／日（基準）

e) 配信箇所

3 箇所／店舗（基準）

f) 配信する商業施設の基準

30 都道府県以上に 50 以上の店舗を保有する商業施設のデジタルサイネージ等において、50 店舗で配信を行えることを基準とする。

g) 配信素材の提供および適宜の集成

CM 素材は陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課から提供する。受託企業は、配信先の媒体に応じて適宜動画を加工する。加工にあたっては、官側の点検を受けるものとする。

2.2.2 配信報告

各広告配信にあたり、開始前に配信先及び配信要領を報告するとともに配信終了後、配信したこと証明する書類等を提出すること。報告時期は、陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課と協議の上、決定すること。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

3.2 維持・運営

各媒体配信用に加工した採用広報動画は、令和 8 年 4 月以降も官側で継続利用できるものとする。

4 その他の指示

4.1 調整等

本役務において疑義が生じた場合、若しくは仕様書に定めのない事項については、契約額の範囲内で、その都度、募集・援護課及び契約の相手方で協議するものとする。

なお、契約の相手方は、準備期間及び実施機関において募集・援護課に対する連絡・確認に努めるものとする。

4.2 無償貸与品及び官給品

無償貸与品及び官給品は、GLT-CG-Z000001 の箇条 5 によるものとし、官側が必要と認めたものについてうけることができる。

4.3 秘密保全

契約の相手方は、本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

4.4 禁止事項

禁止事項は、次による。

- a) いかなる場合であっても、本役務の各種データの第三者への閲覧、譲渡又は転貸してはならないものとする。
- b) 本役務の履行に関して知り得た各種データ的内容及び情報を厳に秘匿し、本役務の履行中はもちろんのこと、委託契約が終了又は解除された後においても、第三者に漏らしてはならないものとする。

4.5 遵守事項

遵守事項は、次による。

- a) 本役務が終了又は解除された後においては、本役務に係るデータの全てを完全に破棄するものとする。
- b) 本役務の各種データの取扱いに関しては、管理責任者を定めるとともに、その使用目的に照らして必要最小限の人数（正規社員に限る。）で行うものとする。
- c) 本役務の遂行において、情報セキュリティの侵害や、おそれがある場合には、速やかに官側に報告するものとする。
- d) 官側が認めるときは、いつでも官側に対し本役務にかかる設備、体制及び処理状況について報告し、その調査を受け、又はその指示を受けるものとする。

4.6 著作権その他の権利

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことや使用権に関する制約が存在しないことを確認するものとする。
- b) 本役務の履行によって制作された著作物に関する著作権は官側に帰属するものとする。また、契約の相手方は提出書類等に関する著作権者人格権を行使しないものとする。なお、官側は、提出書類等を自ら利用するために必要と認められる範囲において、複製及び貸与することができるものとする。
- c) 前項に関わらず、提出書類等に含まれるもののうち、契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権については、この限りではない。
- d) 契約の相手方は、著作権の帰属などに関し疑義が発生した場合は、官側と協議するものとする。なお、協議において取り決めを行った場合は、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認をうけるものとする。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4.8 不具合などの処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.9 仕様書に関する疑義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

入 札 書

調 達 要 求 番 号	5L611AC0083	契約実施計画番号	5K6Z13C00430
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
陸自プロモーション業務委託(商業施設における広告配信)	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	現地	納入期限(工期)		令和7年7月28日～令和7年9月7日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 7 月 1 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者